

ブロック塀等撤去工事等助成 提出書類チェックリスト

注意事項！

- 申請年度を過ぎると助成金が交付できません。
- 領収書の宛名が申請者と異なる場合は助成金が交付できません。

- 1 区との協議前に契約行為（仮契約や事前の代金支払い等を含む）を行うと助成できなくなります。
- 2 以下の要件を全て満たすブロック塀等が助成の対象となります。
 - ・事前相談で現地確認後、危険と判断されたもの
 - ・道路又は区が管理する公園・児童遊園に面しているもの
 - ・高さが1.2m以上のもの
- 3 助成金交付申請は、申請した年度の3月上旬を目安に提出してください。
- 4 申請した年度（令和9年3月31日）を過ぎてからの交付申請はできません（助成金が交付できません）。
- 5 単年度申請の場合は当該年度内、複数年度申請の場合は最終年度内に交付申請してください。
※複数年度申請の場合は、出来高により年度ごとに交付申請をすることもできます。
- 6 工事の契約は必ず申請者が行ってください。領収書の宛名が申請者と異なる場合は助成金が交付できません。

【工事契約前】事前相談

- 1 ブロック塀等撤去工事等助成窓口相談カード
- 2 ブロック塀等の写真

【工事契約前】事前協議

- 1 ブロック塀等撤去工事等助成事前協議書（第1号様式）
- 2 案内図
- 3 位置図（敷地、建築物等、門、塀、前面道路及び方位が分かるもの）
- 4 工事見積書（※申請者名義）の写し
- 5 再築する場合は施工図面
- 6 委任状（所有者から委任を受けてブロック塀等を管理し、工事費全額を支出する者が申請する場合）
- 7 その他区長が必要と認める書類

【工事完了後】助成金交付申請

- 1 ブロック塀等撤去工事等助成金交付申請書（第5号様式）
- 2 撮影日入り（手書き可）の撤去工事の完了写真（2枚程度）
- 3 ブロック塀等撤去工事の領収書（※申請者名義）の写し ※原本も持参
- 4 ブロック塀等撤去工事の契約書（※申請者名義）の写し
- 5 撮影日入り（手書き可）の再築工事中及び完了後の写真（各2枚程度）
- 6 ブロック塀等再築工事の領収書（※申請者名義）の写し ※原本も持参
- 7 ブロック塀等再築工事の契約書（※申請者名義）の写し
- 8 ブロック塀等撤去工事等助成金請求書（第8号様式）※日付と金額は提出時に確認してください。
- 9 その他区長が必要と認める書類